

補助金等を受給するには、 環境負荷低減のチェックシートの 記入・提出が必要になります！

▶ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスのねらい

「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」は、農林水産省の全ての補助事業等において、チェックシート方式により、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化するものです。これにより、事業を実施する際に新たな環境負荷が生じないようにし、環境にやさしく、生産性も高い農業を確立することを目的としています。



▶ 最低限行うべき環境負荷低減の取組とは

チェックシートの項目は、みどりの食料システム法に基づく国の基本方針に示された、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組に基づいて設定されます。



最低限行うべき取組（例）

- | | |
|---------------------------|---|
| ☑ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存 | → 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげます |
| ☑ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥 | → 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげます |
| ☑ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 | → 周辺環境への影響を最低限にします |
| ☑ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存 | → 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぎます |

環境負荷低減のチェックシートの 記入・提出は、どのように実施するの？

実施手続き

◆環境負荷低減の取組を実践するとともに、
チェックシートを用いて、

- ① 事業申請時に取り組む内容をチェックして提出
- ② 事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出
してください。その上で、
- ③ 報告検査時等に抽出方式等で報告内容の確認
を行います。

◆令和6年度は、①事業申請時のチェックシートの提出、
令和7年度以降、②報告、③確認を試行的に実施します。
その上で、詳細を固め、令和9年度を目標に本格実施します。

※ 取組の実践に加え、チェックシートの記入・提出
を行わないと、補助金等を受けられません。

試行実施			本格実施
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
① 申請時の提出			①～③ 実施
② 報告時の提出			
③ 確認			

①事業申請時 (申請書等※の一部として提出)

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☒	肥料を適正に保管	☐
☒	肥料の使用状況等の記録・保存 に努める	☐
☒	作物特性やデータに基づく施肥 設計を検討	☐
☒	有機物の適正な施用による土づ くりを検討	☐

 事業申請時に、各項目を読み、
事業期間中に取り組む(します)内容
を確認し、チェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)

試行実施：R6年度～

②報告時 (報告書等※の一部として提出)

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☒	肥料を適正に保管	☒
☒	肥料の使用状況等の記録・保存 に努める	☒
☒	作物特性やデータに基づく施肥 設計を検討	☒
☒	有機物の適正な施用による土づ くりを検討	☒

 報告時に、実際に取り組んだ(しました)
内容にチェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)

詳細を検討後、試行実施：R7年度～

③報告内容の確認

国や自治体等が、
完了検査等の際に
報告内容の聞き取り等
により確認。

受益農家の抽出や
事後確認実施の頻度等
を検討。

環境負荷低減の取組の実践

※ 物品・役務(委託事業を含む)の調達や公共事業関係(農業農村整備事業等)については、チェックシートの
内容を仕様書等に反映して実施します。

詳しく知りたい方はこちら

農水省HPの「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」ページに、
業種ごとのチェックシートの解説書やQA集を掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



解説書などの
最新版は
こちらから！



お問合せ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
☎(直通) 03-6744-1865